

たいせつなみどり

旭川市を緑にする会では、市民参加による緑化を基本方針としており、植樹の支援や道路花壇等への花株の支援を行っているほか、市内にある巨樹や老木を保存したり、街路樹や公園樹木に樹名板を設置したりしている緑化団体です。

今ある“みどり”を維持し、さらに増やしていくためには、市民の皆様の“みどり”に対する御理解や御協力が必要であると考えております。

今回は、この“みどり”の大切さを再認識していただきたいという目的から、緑化普及紙という形で発行させていただきました。御一読いただき、少しでも“みどりのたいせつさ”を認識していただければ幸いです。

** 樹木の主な働き **

1 樹木は地球温暖化を防止する

樹木は、主な温室効果ガスである二酸化炭素を吸収して、太陽の光で酸素を生み出す働きがあることから、温暖化を防止するだけでなく、人間が生きていく上で必要である酸素を生み出す働きがあります。



2 樹木は空気を浄化する

樹木は、空気を汚染する物質を吸収したり、付着してくれる働きをしてくれるため、空気を浄化してくれます。

3 樹木は川の水をきれいにする

樹木は、土に染みこんで川を汚したり、においの原因となるようなものを、キャッチして吸い上げてくれるため、川が汚れるのを防止する働きがあります。また、樹木のある土壌には、小さな空隙がたくさんあることから、その小さな空隙がフィルターのような役割を果たし、水をろ過してくれるため、きれいな水をつくる働きがあります。



4 樹木は洪水の発生を抑制する

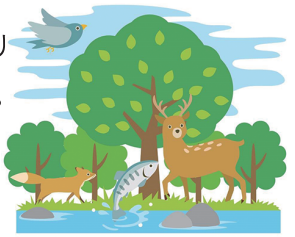
樹木がある土壌には、先述したとおり小さな空隙がたくさんあり、その空隙のおかげで、雨水をたっぷり吸収できる構造になっていることから、川に到達するまでの時間を遅らせることができ、洪水の発生を抑制しています。

5 樹木は地盤崩壊の発生を抑制する

樹木のある地面は、落ち葉や植物があるため、雨が直接当たりづらいことに加え、樹木の大きささまざまな根が土の中に張りめぐらされていることから、土をがちりとおさえる働きがあります。

6 樹木は強風などから人間の財産を守る

樹木は、時として甚大な被害をもたらす強風や横なぐりや雪などの天災から、人間の財産を守る働きがあります。



7 樹木は生き物を育む

樹木は、いろんな虫や鳥、動物のすみかになっているだけでなく、日傘のような役割も果たしており、川の水の温度を抑えるはたらきがあるなど、魚などが生息する上でも重要な役割を果たしています。

** 樹木を育て守ろう **



1 個人のお庭に木を植え大事に育てよう

「庭に木を植える」ことは、一見小さなことのように思えるかもしれませんが、旭川市民一人一人が、一本ずつの樹木を植えれば約 34 万本にもなり、このことは、自動車約 2,000 台が排出する二酸化炭素を吸収できる計算となります。

植えた後の樹木は、あまり大きすぎると維持管理が容易でなくなることから、芯を止める等の処置を行い、上手に付き合ってもらいたいと思います。

なお、樹木の育て方等については、旭川市緑のセンター等へお問い合わせ下さい。

[樹木の維持管理等についてのお問い合わせ]

旭川市緑のセンター

住 所: 旭川市神楽岡公園

電 話: (0166)65-5553

開館時間: 午前9時 00 分～午後5時 00 分

休 館 日: 4 月～10 月…第 2・第 4 月曜日 (祝日の場合は翌日)

11 月～3 月…毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)

年末年始(12 月 30 日～1 月 4 日)



2 道路や公園などにある樹木とうまく付き合おう

道路や公園などの公共施設にある樹木については、先述した樹木の働きを期待しているほか、まちの景観・環境を良くする等の目的から植えられており、旭川市民共有の緑の財産です。

私たちは、樹木からさまざまな恩恵を受けていることに感謝し、今現在ある緑の財産をそだて守り、そして、次の世代に引き継いでいかなければならない使命があります。

その緑の財産をそだて守る上で解決しなければならない問題として、公共施設から発生する落ち葉の問題がありますが、従来から市民の皆様方のご協力により落ち葉の収集や清掃をいただいているところです。

また、平成 19 年度からは、旭川市の施策として一部の落ち葉を対象に無料戸別収集と腐葉土化する取り組みがなされており、本会としても循環型社会を形成するという点で非常に良い取り組みであると考えていることから、市民の皆様方には、引き続きご理解とご協力をいただき、市民共有の緑の財産を守っていきたく考えています。



[落ち葉の無料戸別収集についてのお問い合わせ]

旭川市環境部クリーンセンター

電 話: (0166)36-2213

[発行元] 旭川市を緑にする会

事務局: 旭川市土木部公園みどり課内

〒070-8525 旭川市6条通 10 丁目

旭川市役所第三庁舎内

電 話: (0166)25-9705



シンボルマーク

※ 参考資料

北海道水産林務部林務局森林計画課発行「空気も水もタダじゃない！」

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/moritokiwoshiru.htm>